

## 謹んで新年のお祝いを申し上げます

新しい年を迎え、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。昨年中は、一宮大木土地区画整理事業に深いご理解とご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

現在、組合は目前に迫る豊川市との合併に向け、事業内容の調整を行っております。本年も事業遂行のために役員一同、一層努力してまいりたいと思っておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

一宮大木土地区画整理組合  
理事長 田中 将 雄

## 事業計画改善案の検討について

当事業は一昨年10月に組合が設立し、平成27年の完成を目指してスタートしました。昨年はできるだけ早く「仮換地指定」を行えるよう準備や調査を進めるとともに、豊川市との合併が正式に決定したことを受け、事業内容の調整を行ってまいりました。

豊川市は、当事業を合併に際しての「最重要事業」と位置付けており、市の担当職員も実際に現場を歩き、区域内の現状把握や問題点の整理をはじめ、町と市の境が無くなることで生じる新たな可能性についてなど、様々な角度から事業改善の提案がされています。

今後組合としては、地域の実情や特性に即し且つ堅実な事業運営を行うという見地から、次の点についての確認と、改善案についての検討を行っていきます。案が固まり次第組合員の皆様方へご説明し、ご承諾を得たいと考えておりますが、今回は検討を行ううえでの基本的な考え方についてお知らせいたします。



- \* 本区画整理事業に対する基本方針は今まで通りです。
  - ・ 平均減歩率20% 賦課金なし 下水道事業と同時施行 平成27年完了
- \* 合併により行政界がなくなるメリットを活かす検討をします。
  - ・ より安全な雨水排水計画の検討
- \* 住民が安心して暮らせる、地域の実情に応じた居住地区の形成案を検討します。
  - ・ 建物移転や工作物撤去をできるだけ避ける道路計画及び道路幅員の検討

## 建築及び工作物の新築・改築・増築等を行う場合は 事前に組合へご相談ください!!

区画整理地区内で建物の新築、改築、増築及び工作物（ブロック塀、庭、車庫、看板）等を新設、増設、建替えを行う場合や土地の形質の変更をする場合には、区画整理法に基づく許可（76条申請）が必要であるということは、これまでの区画整理だよりでお知らせしてきたとおりですが、申請の内容によっては当事業の工事や換地設計に関し「支障あり」と判断せざるを得ない場合もあります。

**建築等をお考えの場合は、まず組合へご相談ください。**

## 路線測量及び地質調査についてのお知らせ

道路築造準備のための路線測量と地質調査を今月から行います。路線測量は現況道路の中心線や高さを測量、地質調査は県道部分の土質状況を調査するものです。

この作業のため、測量業者の調査員が調査等で敷地内へ立ち入ることがありますが、居住者の方々のご迷惑にならないように進めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ○測量の期間

平成18年1月中旬～2月下旬頃

### ○測量業者

(財)愛知県都市整備協会

(※腕章を付けています)

### ○測量箇所

裏面参照

※敷地内へ立ち入らせていただく場合には

事前に測量業者がご挨拶に伺います。

### 【連絡先】

H18.2.1以降（合併後）も組合事務所は一宮総合支所（一宮町役場）内に残ります。

一宮大木土地区画整理組合事務所 TEL0533-93-4911

担当総代は \_\_\_\_\_ です。